

山梨県介護・医療連携推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢化の進展に伴い、医療的ニーズを持つ要介護高齢者が増加する中、一人ひとりの状態に対応して医療と緊密に連携した最適な介護サービスが継続的に提供できる体制づくりが求められている。このため、介護、医療、福祉の関係者の連携強化を図ることを目的として、「山梨県介護・医療連携推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護・医療連携の推進に関すること
- (2) その他必要と認められる事項に関すること

(構成)

第3条 協議会は別表に定める関係団体の代表者及び学識経験者をもって構成し、知事が委嘱する。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の組織その他必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山梨県福祉保健部長寿社会課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月22日より施行する。

別 表（第3条関係）

| 分 野 | 団 体 等 の 名 称 |
|---|----------------------|
| 医 療 ・ 保 健 ・ 介 護 ・ 福 祉 | 山梨県医師会 |
| | 山梨県歯科医師会 |
| | 山梨県薬剤師会 |
| | 山梨県看護協会 |
| | 山梨県民間病院協会 |
| | 山梨県精神科病院協会 |
| | 山梨県官公立病院等協議会 |
| | 山梨県リハビリテーション病院・施設協議会 |
| | 山梨県栄養士会 |
| | 山梨県理学療法士会 |
| | 山梨県作業療法士会 |
| | 山梨県言語聴覚士会 |
| | 山梨県医療社会事業協会 |
| | 山梨県精神保健福祉士協会 |
| | 山梨県国民健康保険団体連合会 |
| | 山梨県社会福祉協議会 |
| | 山梨県民生委員児童委員協議会 |
| | 山梨県老人福祉施設協議会 |
| | 山梨県老人保健施設協議会 |
| | 山梨県介護支援専門員協会 |
| 山梨県社会福祉士会 | |
| 山梨県介護福祉士会 | |
| 山梨県ホームヘルパー協会 | |
| 認知症の人と家族の会山梨県支部 | |
| 地域包括支援センター（4圏域） | |
| 行 政 | 山梨県市長会 |
| | 山梨県町村会 |
| 学識経験者 | 学識経験者 |